

6 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置づけられた目標を達成するため、国、他の都道府県、市町、事業者、県民等の関係者が緊密に連携して施策の推進を図る。

また、法第 11 条に基づく市町版自転車活用推進計画の策定を促すとともに、先進事例の横展開や課題解決に向けた議論を深めるための取組に協力する。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けつつ、毎年度当初に、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行った上で、その結果を公表する。その際、指標を設定した施策については、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行う。

また、国の計画期間である 2020 年度に、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行った。

(3) 調査・研究、広報活動等

民間事業者等の技術の進展や先進的な取組み等を調査・研究し、より良い施策の検討を行うほか、本計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施するため、官民連携組織である「愛媛県自転車新文化推進協会」を通じて、自転車の活用について県民の理解と関心を高め、自転車の魅力を多面的に訴求する等、戦略的な広報活動を展開する。